

石垣市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べて高額なのではとの国民等からの厳しい批判・指摘がなされているという現状を注視し、また、市職員の給与等の公表においても、民間企業従業員との比較やラスパイレース指数比較など、内容を住民に対して周知することとされており、民間に比べて給与水準が高いとの指摘を真摯に受け止め、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも十分留意しながら、適正な給与制度の確立と運用が喫緊の課題であります。

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間(全国)			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	50.1 歳	41 人	303,800 円	324,178 円	—	—	—	—
うち調理員	51.3 歳	22 人	297,245 円	317,723 円	調理師	42 歳	256,800 円	1.2
うち用務員	51.7 歳	12 人	335,533 円	352,675 円	用務員	54 歳	227,200 円	1.6
うち運転手	48.9 歳	4 人	278,525 円	300,425 円	自家用乗用 自動車運転手	53 歳	286,200 円	1.0
うちその他	47.3 歳	3 人	258,800 円	289,200 円	—	— 歳	— 円	—

※ 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16年～18年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳
全体	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人	3 人	4 人	12 人	8 人	11 人
うち調理員	0	0	0	0	0	2	2	1	5	5	7
うち用務員	0	0	0	1	0	0	0	0	5	3	3
うち運転手	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
うちその他	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	手当を受ける者の範囲	支給額
保育手当	保育所に勤務する職員	月額 2,700円
林野取締手当	林野取締の業務に従事する職員	月額 2,280円
暴風雨時勤務手当	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務を命ぜられた職員	勤務時間1時間につき時給額の100分の125に相当する額

野犬処理手当	野犬の捕獲及び処理又は死犬猫の処理に従事する職員	月額 2,000円
ボイラー取扱手当	ボイラー取扱及び管理を本務とする職員	月額 3,000円
	ボイラー取扱に従事する補助職員	1日につき500円（ただし、その額が月額3,000円を超えるときは、3,000円とする。）
年末年始勤務手当	年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）に医療機関（救急診療所）業務又は汚物収拾業務（し尿処理物を含む。）に従事する職員	1日につき 1,500円
クリーンセンター等勤務手当	クリーンセンター（高圧電気取扱手当の支給を受ける職員を除く。）し尿処理場及び下水処理施設に勤務する職員	月額 3,000円

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

厳しい行財政環境の下、分権社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理・配置に努めています。

このような中であって、本市の一島一市という特殊事情等もあり、行政サービスを提供する上で、技能労務職員が果たしてきた役割は大きいものがあります。

今後は、石垣市定員適正化計画に基づき、退職者不補充、業務の委託化を推進してまいります。

給与面においては、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間事業所に従事する者との均衡並びに国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていきます。

また、市民の理解を得るため、市のホームページ等により、積極的に情報の提供を図りながら、現状分析と課題抽出を行い、さらには職務の性格や内容を踏まえつつ、適正化への取り組みを推進してまいります。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表

石垣市の現業職員に適用する給料表は、現在、国の行政職俸給表（二）を参考に独自に設定した給料表となっています。今後は、より適正な給料表となるよう国に準拠した形に見直しを図っていきます。

(2) 手当について

特殊勤務手当については、現在7種類を支給していますが、現状の分析や支給実績の調査、更には本来の特殊勤務手当のあり方など、総合的に精査し、一部廃止も含めた見直しを図ります。

その他、国・県の動向や他自治体の推移を見極めながら、更には人事院勧告等を注視し、各種手当の精査を行い、見直しを検討します。

(3) 昇給・昇格のあり方

昇給については、人事評価制度の導入が課題となっていますが、一般職や他の自治体の動向を見極めながら、適正な昇格基準の確立を図ってまいります。

4 その他

(1) 民間委託の推進

「民間にできることはできる限り民間にゆだねる」ことを基本として行政と民間との適切な役割分担のもと、効率性、専門性や行政責任の確保等の観点を踏まえ、民間委託を推進する。

(2) 事務事業の見直し

現業職員の退職者不補充により今後、10年間で26人が定年で退職し、平成30年度には14人になる予定です。また、一般行政職への職種変更等により現業職員数の減少することが予想されます。